

# 審 査 基 準

平成26年10月29日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第45条第1項
処 分 の 概 要：駐車許可
原権者（委任先）：警察署長 高速道路交通警察隊長
法 令 の 定 め：佐賀県道路交通法施行細則第7条第3項各号（署長が行う駐車許可）
審 査 基 準：別紙参照
標 準 処 理 期 間：3日間（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：駐車する駐車禁止場所を管轄する警察署交通課 高速道路交通警察隊
問 い 合 わ せ 先：駐車する駐車禁止場所を管轄する警察署交通課 高速道路交通警察隊 警察本部交通部交通規制課企画係（電話 0952-24-1111 内 5184）
備 考：令和元年10月3日改訂